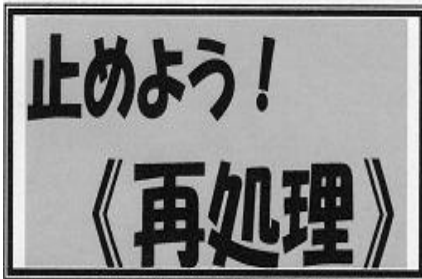


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
郵便振替 02240-5-102650
ホームページ《再処理／岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
2017(平成 29)年
7月 19日
第179号
編集事務局 S.Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

再処理も原発も 環境基本法のもとで管理を！

日本国憲法は健康に生きる権利を保障する

川田龍平議員と市民による質問主意書

第三弾の質問主意書は環境基本法と放射能についてです。五月八日に提出し五月十六日に答弁書を受け取りました。

「トリチウム水の何%が有機トリチウムとして固定されるのか？」

質問の第一は、六ヶ所工場から海に放出される予定のトリチウムについて、プランクトンなどの水生生物により有機トリチウムとして固定され、食品として人体に取り込まれ内部被ばくするということの研究が進んでいる。国はトリチウムの何%が有機トリチウムに固定されると考えているかと質問しました。政府答弁書では「摂取形態によって異なるので、一概に答えられない」とし「有害性」についても言及しませんでした。内部被ばくについての研究が進み注目されて来ているのに、見解を述べないのは不誠実な態度です。

第三弾の質問主意書は環境基本法と放射能についてです。五月八日に提出し五月十六日に答弁書を受け取りました。

「トリチウム水の何%が有機トリチウムとして固定されるのか？」

質問の第一は、六ヶ所工場から海に放出される予定のトリチウムについて、プランクトンなどの水生生物により有機トリチウムとして固定され、食品として人体に取り込まれ内部被ばくするということの研究が進んでいる。国はトリチウムの何%が有機トリチウムに固定されると考えているかと質問しました。政府答弁書では「摂取形態によって異なるので、一概に答えられない」とし「有害性」についても言及しませんでした。内部被ばくについての研究が進み注目されて来ているのに、見解を述べないのは不誠実な態度です。

質問主意書 第三弾 放射性物質の環境基準を早急に設けよ！

地球環境の保全は人類共通責務

第三弾の質問主意書は環境基本法と放射能についてです。五月八日に提出し五月十六日に答弁書を受け取りました。

「トリチウム水の何%が有機トリチウムとして固定されるのか？」

質問の第一は、六ヶ所工場から海に放出される予定のトリチウムについて、プランクトンなどの水生生物により有機トリチウムとして固定され、食品として人体に取り込まれ内部被ばくするということの研究が進んでいる。国はトリチウムの何%が有機トリチウムに固定されると考えているかと質問しました。政府答弁書では「摂取形態によって異なるので、一概に答えられない」とし「有害性」についても言及しませんでした。内部被ばくについての研究が進み注目されて来ているのに、見解を述べないのは不誠実な態度です。

キーワード
ICRP (国際放射線防護委員会) 1990 年勧告
〈概要〉 ICRP による線量限度は個人が様々な線源から受ける実効線量を総量で制限するための基準として設定されている。線量限度の具体的な数値は、確定的影響を防止すると共に、確率的影響を、合理的に達成出来るかぎり小さくするという考え方に沿って設定されている。・・・公衆に関しては・・・実効線量 1mSv/年を線量限度として勧告している。

廃液は濃度限度を定めて規制するべきだ

二番目の質問は再処理工場からの放射性廃液について環境基本法の理念に従って排水の濃度限度を定めて規制するべきであると質しました。政府答弁書は「ICRP (国際放射線防護委員会) 勧告の「一般公衆の被ばく線量年間一ミリシーベルト以下」を踏まえ、施設外で0.022ミリシーベルト以下のとなるように放射能濃度等の限度を定めており、その上で規制を行っている」という回答でした。「シーベルト」とは、人体が受ける放射線の影響評価であり、濃度

ではありません。

私達は、発生源の再処理工場からの排水に含まれるトリチウム濃度(ベクレル/リットル)、すなわち常時測定出来る「ベクレル」で規制しよう主張しました。

そもそもICRPは、放射性物質や放射線発生装置の取り扱い関係者の、主に作業の安全を勧告するための民間国際学術組織です。環境防護については二〇〇七年から取り上げ始めたばかりです。なぜ濃度規制ができないのでしょうか。再処理工場でこそ必要な規制です。「0.022ミリシーベルト」で管理、は計算上のトリック、ごまかしの回答です。

五年前 環境基本法が改正され「放射性物質は例外」は削除された！

二〇一二年六月、環境基本法が改正され、工場から排出しても許される汚染物質について、これまで「放射性物質は原子力基本法による」として例外とされて来ましたが、しかしこの第一三

条が五年前に削除されました。当然、環境基本法第一六条による「汚染物質排出の「環境基準」が核種毎に制定されるべきです。

この当然の要請に対して政府答弁書は「ICRPは放射線発生源を

キーワード 環境基本法の理念の概略

第3条 (環境の恵沢の享受と継承)

第4条 (環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築)

第5条 (国際協調による地球環境保全の積極的推進)

*第13条 削除 (旧文): 放射性物質による大気…水質…土壌の汚染の防止のための措置については原子力基本法その他の関係法律で定めるところに依る。

再処理で生成された プルトニウムをどうする 第4弾 四十八トンをどうする

被ばく線量（シーベルト）で管理すればよいとし、環境基準に当たるといふような放射性物質ごとの濃度規制（ベクレル／リットル）を求めている」と答えています。

ここでもICRPの勧告を持ち出し、原発作業者の防護と環境汚染防止の問題をすり替えるようにしています。そのICRPですら、従来の環境面の不備を認め二〇〇五年に「第五専門員会・環境防護」を発足させ、二〇〇八年には「生物多様性の維持、種の保全、生態系の健全性の維持に及ぼす」、放射線の有害な影響を防止、あるいは低減する目標」について「活動に組み入れる」と確認しています。一九九〇年勧告にしがみつく日本政府の姿勢はあまりに時代遅れです。

このほか、六ヶ所再処理工場は一九九七年制定の「環境評価法」に従ったアセスメントが行われていないのではないかと、トリチウムとクリプトン除去の装置を付けないのか、などを質しました。

第四弾の質問主意書は五月一六日提出し五月二六日に答弁書を受け取りました。

「利用目的のないプルトニウムは持たない」という国際公約

質問の第一は再処理工場で生成されたプルトニウムをどうするかという問題です。

政府答弁書では「全国の一六、一八基の原子炉でのプルスーマル導入をめざすという電気事業連合会の方針を確認している」という危険な、しかも実現性のない回答でした。

六月六日現在稼働している五機の前発のうち、プルスーマル発電は三機であり、装荷MOX燃料は合計四四体ですが、増やせば増やすほど危険であり、しかもプルトニウム消費は、現在日本の持つ、抽出プルトニウムの約四八トン（国内一ト、英仏三七ト）から見ると微々たるものです。国内の一ト

のプルトニウムからだけで約千四百発もの原爆が作れると言われています。

プルトニウムはIAEAへ預託するなど国際管理を検討せよ

第二の質問として、この日本のプルトニウムについて、IAEA（国際原子力機関）へ預託し国際管理へ移すとか、ガラス固化を行い不動態化するとか、アメリカエネルギー省が開発したと伝えられる「秘密物質スターダスト」に混ぜて分離困難にするなどの解決方法を考えていないか、質しました。政府答弁書では、「そのような研究が行われていることは承知しているが、引き続きプルスーマルを進める」という説得力のないものでした。

第三の質問として、プルスーマルの後始末について、『使用済みMOX燃料』をどうするのかを訊ねました。この『使用済みMOX燃料』は



プルトニウムは原爆の材料になる

その崩壊熱の強さにより、さらに困難な処理技術が要求されます。

政府答弁書は「現在の日本原燃の再処理工場で行うことは考えていない。当面安全に保管する。その後の扱いについては、研究開発の進捗状況をみて検討して行く」と答えています。

原発や再処理工場はミサイルの目標にされないか？

列島に再処理工場や多くの原発を抱えている日本は、数発の通常爆弾ミサイル攻撃で計り知れない被害を被ります。核時代の国際社会において、日本は平和憲法を遵守し、なお一層の外交努力によって国際紛争を解決しなければならなりません。

第5弾

質問主意書 首都圏にある東海再処理工場 シビアアクシデント対策は万全か？

廃液」です。昨年一二月、朝日新聞は「日本原子力研究開発機構（JAEA）は今後一二年半かけてガラス固化をするという計画を立てたが、実際には故障が相次ぎ本年は予定の四分の一しか進まなかった。」と報じています。政府答弁書では「昨年約五〇本のガラス固化体を製造する予定であったが、製造したのは一三本」だったと回答しています。

津波対策はどうなっているのか？

ガラス固化出来ない高レベル放射性廃液は非常に危険です。そして東海再処理工場には中味のよく分からない廃棄物の容器もあります。また、同工場は一九七七年に操業を開始した経四〇年の古い工場であり、濃い硝酸液のため配管や槽塔に金属腐食が進行し、これまで酸回収蒸発管と高放射性廃液蒸発管の腐食によるトラブルが数多く報告されました。国の監視や指導はどう成されているのかなど質しましたが、納得の行く回答は得られませんでした。

工場の廃止を決めたが高レベル廃液のガラス固化の見通し立たず

東海再処理工場は一昨年度に廃止を決定し作業に入りました。しかし廃止には約七〇年かかり、一兆円の費用が必要と報ぜられました。

（七月一日 朝日新聞）

六ヶ所工場と同じく特にも解決しなければならぬのは、約四〇〇立方メートルと言われる「高放射性廃液（高レベル放射性